

災害防止規定

建設業経営労務協会

建設業における災害防止を目的として、次の通り規定を定める。

第一章 安全管理

(安全管理)

第1条

- 1 本会に安全担当者(理事のうちから会長が委嘱する。)を置き、安全作業に関する情報を会員に提供する。
- 2 安全担当者は作業場、作業方法等について、発生した災害原因の調査および対策支援を行うものとする。
- 3 会員は安全担当者の指示に従うことはもちろん、進んで災害防止に努力しなければならない。

第二章 衛生管理

(衛生管理)

第2条

- 1 本会に衛生担当者(理事のうちから会長が委嘱する。)を置き、衛生に関する情報を会員に提供する。
- 2 衛生担当者は作業条件、施設等の衛生上の改善、健康相談その他会員の健康保持のための情報提供を行うものとする。
- 3 会員は衛生担当者の指示に従うことはもちろん、進んで衛生管理に努めなければならない。

第三章 安全作業

(安全作業)

第3条

- 1 会員は作業前に準備体操を行うこと。
- 2 作業前にその日の作業内容を熟知し、材料、器具の点検を確実に行うほか、車両の始業点検を確実にを行い、作業服装等に十分に注意すること。
- 3 作業服および携帯工具については特に次の点に注意すること。
作業着、安全帯、安全靴、ヘルメットは必ず着用すること。雨具も必要。
※自らの安全確保のため、常時長袖を車両内等に保管し必要に応じて着用すること。
※暑くても下着姿などで作業していると危険であり、また品位も問われる。
※サンダル履きや運動靴のかかとを踏み潰した履き方をしていると、必ずけがをするので絶対にしないこと。
※ヘルメットはあごひもを締めないと意味がない。また、室内でも必ず着用すること。
- 4 感電事故のおそれのある作業においては、絶縁管、絶縁覆等を表着し接触による危険を防止すること。なお、可能な限り電源を切って作業すること。
- 5 電動工具等を使用する時は、点検等によって危険を防止すること。

- 6 暴風雨悪天候のため作業の危険が予想される時は作業を中止すること。
- 7 車両を運転する場合は、他の車両の模範となるような運転を心がけ、交通ルールを厳守し安全運転を行うこと。
日々、運転技術の向上を目指し、人命を尊重し、運転中は、“譲り合い”“思いやり”の心を忘れずにいること。

安全運転五則

- ① 脇見運転をしない
- ② スピードオーバーをしない
- ③ 車間距離を十分とること
- ④ 過労運転の禁止
- ⑤ 過積載の防止

第四章 衛生措置

(衛生措置)

第4条

- 1 会員は各自定期に健康診断を受けなければならない。
- 2 会員は常に自らの健康管理に留意し心身の過労を戒めなければならない。
- 3 暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な作業上においては、とくに作業時間、作業方法、作業終了の措置等について配慮すること。

(附則)

この規則は、平成14年1月1日より実施する。